

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

所 属	中原区内の市立小学校
職 位	教諭
年 齢	4 2 歳
性 別	男性
処 分 内 容	戒告
処 分 理 由	<p>令和 8 年 6 月、個別指導を行うため児童を教室外へ連れ出した際、威圧的な指導を行うとともに、児童を押す行為及び服を引っ張る行為により児童が近くの物に接触し、痛みを生じさせる体罰を行った。</p> <p>その際、児童が痛みを訴えたことを認識しながら、安全確認、保健室への連絡、管理職への報告及び保護者への連絡を行わなかった。</p> <p>また、今年度、当該児童に対して腕や服を引っ張って教室外へ連れ出す行為を度々行っていたほか、昨年度にも同様の指導を行っていた。</p> <p>このことは、常に高い行為規範を求められる公務員としてあるまじき行為で、公務に対する信用を失墜させ、全体の奉仕者としてふさわしくない非行である。</p> <p>よって、地方公務員法第 2 9 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定により処分するものである。</p>
処分発令日	令和 8 年 1 0 月 3 0 日
処 分 者	川崎市教育委員会

問合せ先
川崎市教育委員会事務局職員部教職員人事課 佐久間
電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 8 8 3 内線 5 0 5 0 8